

保険証有効期限切れ(2025.3.31)後、問い合わせが多かった事項について



Q1. 医療機関受診時に、保険証を提示したが有効期限切れのため受付できないと言われた。

A1. 大王健保の保険証は 2025.3.31 をもって有効期限が切れているため以降は使用できません。保険証は自己破棄を行ってください。
4月以降の受診にはマイナ保険証または資格確認書を使用してください。

Q2. 医療機関受診時に、マイナンバーカードを持参しておらず、10割負担で診療を受けた。払い戻しはどのようにするのか？

A2. 受診日から同月内であれば、医療機関の窓口でマイナ保険証または資格確認書を提示することで、差額の返金が可能な場合もあります。
(※詳細は医療機関へご確認ください。)医療機関からの差額返金が出来なかった場合は、後日健保に療養費(家族療養費)支給申請書をもって請求してください。請求の際には受診した医療機関に申出て診療報酬明細書(レセプト)を交付してもらう必要があります。手数料がかかる場合がありますが、そちらは自己負担となります。 ※自費診療の請求について詳しくはホームページ「こんなとき」→「立て替え払いをしたとき」を参照

Q3. マイナ保険証を作成していないので、資格確認書の発行をしてほしい。どうしたらいいか？

A3. ※大王健保加入の 9 割強はマイナ保険証を利用しています。マイナ保険証への移行をご検討ください。
資格確認書の交付には、「資格確認書(再)交付申請書」の提出が必要です。同申請書を事業所へ提出してください。資格確認書は申請からお手元に届くまで 1～2 週間程度かかります。
※資格確認書発行については詳しくはホームページ「こんなとき」→「資格確認書等の交付・再交付を申請するとき」を参照ください。

Q4. マイナンバーカードの発行手続き中で、市役所から1ヵ月かかると言われた。その間、資格確認書の発行をしてほしい。

A4. 交付可能です。「資格確認書(再)交付申請書」を事業所へ提出してください。資格確認書は申請からお手元に届くまで 1～2 週間程度かかります。その間に医療機関を受診する場合、支払に関しては医療機関の指示に従ってください。10割負担をした場合は、後日健保に療養費(家族療養費)支給申請書をもって請求してください。 ※申請については Q2.Q3 参照

Q5. 資格確認書は申請から受け取りまで、どのくらいかかるのか？

A5. 資格確認書の発行は、事業所へ申請からお手元に届くまで 1～2 週間程度かかります。(受付順に発行のため、2週間程度は見込んでください)

Q6. マイナ保険証で受診した際に、医療機関から3月 31 日で資格が切れていると言われた。どうしたらいいか？

A6. 従前の保険証の有効期限(2025.3.31)が医療機関システムに表示される可能性があります。その場合、医療機関へ「①有効終了日は従来の保険証(カード)の有効期限であり、健康保険の資格は継続してあります。②資格情報を再更新してください。」とお伝えください。病院側のデータ更新不備等の問題となっております。それでも尚、資格確認が困難な場合には医療機関より、大王健保(0896-24-5055 自動音声2)まで連絡くださいますようお願いください。

Q7. 国が2025年12月まで従来の健康保険証の使用が可能と言っているが、大王健保の保険証も使用できるのか？

A7. 使えません。

大王健保の保険証は2025年3月31日をもって、有効期限が切れているため使用できません。保険証の有効期限は発行する団体により異なります。国の案内は保険証の有効期限がない場合の使用期限を指しています。お手持ちの大王健保の保険証は有効期限が切れているため自己破棄をお願いします。

Q8. 高齢受給者の負担割合(2割又は3割負担)が分からないが、何で確認すればよいか？

A8. 以下の方法いずれかでご確認ください。

- ①マイナポータル「私の資格情報」
- ②資格情報のお知らせ※2025 年 4 月以降に高齢受給者に該当する方には「資格情報のお知らせ」を新たに送付いたします。(資格確認書をお持ちの方を除く)
- ③高齢受給者証(お持ちの場合)

Q9. 資格確認書の持ち運びが不便な為、縮小コピーしてもいいか？また、折りたたんで持ち運んでもいいのか？

A9. 資格確認書は複写不可となっております。原本でのご利用をお願いいたします。尚、折りたたみはしていただいて差し支えありません。

その他「マイナ保険証」や「資格確認書」等に関する質問事項は大王健保ホームページより、トップページの「[けんぽ Q&A](#)」に掲載しておりますのでご参照ください。

